特別養護老人ホーム山静寿 養護(盲)老人ホーム山静寿 身体的拘束等適正化指針

令和元年 5 月 22 日 リスクマネジメント委員会

一 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

私たちは、利用者の権利を尊重し、生活の質を向上させるためのサービスを提供いたします。 山静寿においては、原則として、身体拘束及びその他の行動制限の一切を禁止します。

1) 指定介護老人福祉施設における指定基準―原則禁止

- ・ 特別養護老人ホーム山静寿は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」 第11条第4項の「指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っては ならない。」ことを受けて、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、 「拘束をしない介護」を目指します。
- ・ 養護(盲)老人ホーム山静寿は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第16条第4項の「入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」ことを受けて、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、「拘束をしない介護」を目指します。

2) 身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行います。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような 行動は行いません。
- ⑤万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体的拘束適正化検討委員会において検討をします。
- ⑥「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体 的な生活をしていただけるように努めます。

二 身体的拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項

1) 身体的拘束適正化検討について

・ 当施設では、身体拘束の廃止及び適正化に向けたリスクマネジメント委員会を設置します。 ただし、必要に応じ他委員会との一体的な運用も可能とします。

①設置目的

・利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、拘束を行わなくても利 用者の安全を守ることを検討する事を目的とする。

②役割

・ 身体的拘束等の適正化のための指針の整備

- ・ 施設内での身体的拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体的拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手順、手続きの適正化の確認
- 身体的拘束を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体的拘束防止の施策づくり及びマニュアルの見直し検討
- 身体的拘束廃止に関する職員への指導、啓発活動
- ・ 身体的拘束に関する研修や勉強会の企画と実施
- ・ 身体的拘束に関する研修への派遣及び伝達
- ・ 身体的拘束に関する調査や研究

③身体的拘束適正化の構成員

- 施設長(責任者)
- 副施設長
- 管理課長
- 事務主査
- 生活相談員
- 看護職員
- 介護支援専門員
- · 介護職員、支援員
- ・ その他必要に応じ、第三者や精神科専門医等の専門家にも参画いただく

④身体的拘束適正化委員会の開催

- ・ 当施設では、少なくとも毎月1回開催し、それ以外の開催は必要に応じ開催します。
- ・ 数時間以内に身体拘束を要する場合等、緊急性と生命保持の観点から多職種協働での委員会を開催できない場合がありえます。その際は、複数意見の確認等により、各スタッフの意見を盛り込み検討します。

三 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・ 介護に関わる全ての従業員に対して、身体的拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重したケアの励行を進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・ 啓発することを目的に本研修を実施します。
- ・ 少なくとも毎年6月及び11月の年2回の開催とし、それ以外の開催は必要に応じ開催します。
- 新規採用時には、必ず本研修を実施します。
- ・ 本研修の実施内容については記録をし、保存することとします。

四 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を 行うこと
- ・ 施設内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、 具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者への報告を行うこと。当該報告をうけた上席 者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めること。身

体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、担当行政 への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行うこと。

<介護保険指定基準において身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ・ 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)囲む。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指 の機能を制限する ミトン型の手袋等をつける。
- ・ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車 椅いすテーブルをつける
- 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。
- ・ 利用者に威圧的な言動、対応をすること
- ・ 利用者の要望に対し、無視、無関心、介護拒否等をすること

五 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

1) やむを得ず身体的拘束を行う場合

・ 本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行わ なければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

a. やむを得ず身体的拘束を行う場合

- ・ 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合はリスクマネジメント委員会を中心に充分に検討を行い、身体的拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。
- ・ また身体的拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。
- ・ 緊急やむを得ない状況が発生し、「身体的拘束」を行う場合は以下の手続きにより行います。
 - (1) 第一に他の代替策を検討します。
 - (2) 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全 性、経過確認の方法について検討を行います。
 - (3) 事前もしくは事後すみやかに施設長の判断を仰ぎます。
 - (4) 事前もしくは事後すみやかに家族等に連絡をいたします。
 - (5) 事前もしくは事後すみやかに、施設長・副施設長・介護職員・支援員・

看護職員・生活相談員・医師・家族等の参加する緊急カンファレンスを開催 し、「身体的拘束」の理由、治療及び対応方針を確認し、ケアプランを作成し ます。

(6) 実施にあたっては、別紙の通り検討事項の内容、カンファレンスの内容等の 記録を作成します。

2) 緊急やむを得ない場合の例外 (三原則)

・ 原則身体的拘束は実施してはならないとされていますが、同じく「指定介護老人福祉施設の 人員、設備及び運営に関する基準」第 11 条第 5 項においては、「指定介護老人福祉施設は、 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければならない」とされています。

・ このことから、以下3つの要素の全てを満たす場合には、必要最低限の身体的拘束を行う場合があります。

1	切迫性:	利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされ
		る可能性が著しく高いこと
2	非代替性:	身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がな
		いこと
3	一時性:	身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

① カンファレンスの実施

- ・ 緊急やむを得ない状況になった場合、リスクマネジメント委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体的拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。
- ・ 要件を検討・確認した上で身体的拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。
- また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

②利用者本人や家族に対しての説明

- ・ 様式1 をもとに身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・ 改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分な理解が得られるように努めます。
- ・ また、身体的拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に 契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を 得たうえで実施します。

③記録と再検討

・ 法律上、身体的拘束に関する記録は義務付けられており、様式2 を用いてその様子・ 心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体的拘束の早期解除に向けて、 拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存、担当行政の指導監査が 行われる際に提示できるようにします。

④拘束の解除

- ・ ③の記録と再検討の結果、身体的拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに 身体的拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告いたします。
- ・ 尚、一旦、その時の状況から試行的に身体的拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体的拘束による対応が必要となった場合、ご家族(代理人または身元引受人等)に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

六 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

・ 本指針は書面として備えおき、入所時に利用者・家族へ指針の説明を行い、様式3を用いて同意を得るとともに配布を行う。利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。

七 その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- ・ 本施設内における研修以外にも地域の他法人、施設等とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体的拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努めます。
- ・ マンパワーが足りない事や事故発生時の法的責任を回避するため、また認知症高齢者である ことだけの施設側での都合において身体的拘束を安易にしていないかを十分議論して適正化 の共通認識を持ち、拘束を無くしていくよう取り組んでいきます。

以上

附則

この指針は、平成30年6月1日から施行する。

山静寿 身体拘束等行動制限についての取扱要領は廃止する。

- この指針は令和元年5月22日より施行する。
- この指針は令和3年4月1日より施行する。